

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(水道事業の計画) 第2条 水道事業の計画は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 給水人口 <u>307,400</u> 人 (3) 1日最大給水量 <u>117,100</u> m ³	(水道事業の計画) 第2条 水道事業の計画は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 給水人口 <u>312,600</u> 人 (3) 1日最大給水量 <u>150,500</u> m ³

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)